

長野市監査委員告示第11号

地方自治法第 199条第14項に基づき、長野市教育委員会、長野市選挙管理委員会及び長野市農業委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 2 年 6 月 26 日

| | |
|---------|---------|
| 長野市監査委員 | 西 島 勉 |
| 同 | 榊 原 剛 |
| 同 | 小 林 義 直 |
| 同 | 寺 沢 さゆり |

措置の通知書

平成 30 年度 令和元年度 行政監査（元監査第 153 号）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|--|---|
| <p>(指摘事項)</p> <p>1 行政財産の貸付けについて (報告書 5 ページ)</p> <p>(3) 納入通知書に納期限を記載していない事例 自動販売機設置事業者と締結した市有財産賃貸借契約書において、事業者は市が発行する納入通知書により、納期限までに賃貸借料等を支払うこととしていたが、納期限を記載していない納入通知書を発行していた事例があった。 契約書に基づき、適正な徴収事務を行われたい。 (家庭・地域学びの課)</p> | <p>賃貸借料の納入通知書に納期限を記載していない事例については、担当職員の認識不足が原因であったことから、市有財産賃貸借契約書における規定を再確認し、複数職員間でチェックを行うことで事務の改善を図った。 (家庭・地域学びの課)</p> |

措置の通知書

平成 30 年度 令和元年度 行政監査（元監査第 153 号）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|--|---|
| <p>(指摘事項)</p> <p>2 行政財産の使用許可について (報告書 5～9 ページ)</p> <p>(3) 建物使用料の算定について 建物に係る使用料について、市有財産条例では、「市長が別に定める額」と規定し、その算定方法を「行政財産使用許可事務の手引」(以下「手引」という。)により次のとおり定めている。</p> <p style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <small>○建物使用料(年額) 当該建物の建物台帳価額(建物評価額)×10/100+消費税額 ○建物台帳価額は、建築価額が明らかな場合、時価倍率法により算定する。 当該建物の建築価額×時価倍率×経過年数による残存価格率</small> </p> <p>実際の使用料の算出に当たっては、所定の書式「行政財産(建物)使用料計算書」を用いることとされている。</p> <p>イ 建物附属設備に係る建物使用料を合算していない事例 平成28年度の公会計制度導入により、電気設備、機械設備等の建物附属設備は、公有財産台帳上、建物台帳とは別に建物附属設備・工作物台帳で管理されることになった。そのため、平成28年4月1日以降に新築、改築、増築等を行った建物については、建物附属設備に係る使用料も算出し、当該建物全体の使用料とすべきところ、建物附属設備分を合算していない事例があった。 手引等に基づき、適正な使用料算定事務を行われたい。 (家庭・地域学びの課)</p> <p>(4) 通勤用駐車場使用料の算定について</p> <p>ア 消費税の課税区分を誤っていた事例 市では、平成29年3月28日付け管財課長通知「土地の使用料及び貸付料に係る消費税の取扱いについて」により、市有地の使用許可に係る消費税は原則非課税ではあるが、整備された土地を駐車</p> | <p>建物使用料の算定については、担当職員の認識不足が原因であったことから、担当者間で「行政財産使用許可事務の手引」等を再確認し、複数職員間でチェックを行うことで事務の改善を図った。 (家庭・地域学びの課)</p> <p>管財課より示されていた賃借料算定様式の「課税」による賃借料算定区分を使用し、対象職員の土地使用料算定の適正化を図った。 (文化財課松代文化施設等管理事務所)</p> |

措置の通知書

平成 30 年度 令和元年度 行政監査（元監査第 153 号）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|--|--|
| <p>場として使用許可する場合は課税扱いとすることとしている。しかし、整備された土地であるにもかかわらず、課税区分を非課税とし、使用料が低く算出されている事例があった。</p> <p>通知に基づき、適正な使用料算定事務を行われたい。 （文化財課松代文化施設等管理事務所）</p> <p>(7) 使用料歳入調定の手続が遅滞していた事例</p> <p>市有財産条例第 10 条において、「使用料は、使用の許可の際に使用者から徴収する。」と規定しているが、歳入調定の手続が遅滞していた事例があった。</p> <p>条例に基づき、適正な徴収事務を行われたい。 （保健給食課） （博物館）</p> <p>(8) 使用料の納入通知書に納期限を記載していない事例</p> <p>自治法施行令第 154 条第 3 項において、納入通知書に納期限を記載することと規定されているが、納入通知書に納期限を記載していない事例があった。</p> <p>政令に基づき、適正な徴収事務を行われたい。 （家庭・地域学びの課） （松代公民館）</p> <p>(9) 光熱水費等の徴収について</p> <p>行政財産の使用に伴う光熱水費等の徴収について、市財務規則第 149 条の 2 において、「財産管理者は、行政財産の使用許可を受けた者から、当該使用に伴う電気、ガス、水道、電話等の実費相当額を徴収しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。」と規定している。</p> | <p>歳入調定の事務手続が遅延していた事例については、改めて市有財産条例に基づき適正な事務処理手順を再確認することで、改善を図った。 （保健給食課）</p> <p>条例の認識不足から起きたものであり、改めて市有財産条例に基づき、今後適正な事務処理を行うよう確認したところである。 （博物館）</p> <p>使用料の納入通知書に納期限を記載していない事例については、担当職員の認識不足が原因であったことから、担当者間で自治法施行令第 154 条第 3 項における規定を再確認し、複数職員間でチェックを行うことで事務の改善を図った。 （家庭・地域学びの課） （松代公民館）</p> |

措置の通知書

平成 30 年度 令和元年度 行政監査（元監査第 153 号）分

| 指摘事項及び意見 | 措置（改善）状況 |
|---|---|
| <p>ウ 徴収しないとする決裁事務を行っていない事例</p> <p>市財務規則第149条の2のただし書を適用し、光熱水費等を徴収しないとする決裁を行っていない事例があった。</p> <p>徴収しない理由を明確にし、決裁事務を適切に行われたい。</p> <p>(教育委員会総務課) (文化財課) (市立長野高等学校)</p> | <p>令和2年度の使用許可から、使用料減免に併せて光熱水費の減免を行う場合は、その理由を明確にして減免の決定を併せて行うよう事務手続きを改善した。</p> <p>(教育委員会総務課)</p> <p>令和2年度から、行政財産使用許可の手続きにおいて、減免理由書の減免理由（徴収しない理由）を明確に記載し、事務処理を適切に行った。</p> <p>(文化財課)</p> <p>行政財産使用許可を行う際に、市財務規則第149条の2のただし書を適用し、光熱水費等を徴収しない場合は、その理由を明確にし、適正な決裁事務を行うことを周知・徹底することにより、改善を図った。</p> <p>(市立長野高等学校)</p> |